

退職手当支給条例の改正内容

退職手当の基本額の算定に適用される調整率の引下げ

1 改正内容

- (1) 退職手当の基本額の算定に適用される調整率について、現行の「104/100」を「87/100」に引き下げる。
- (2) 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。(現行は、勤続20年以上の退職者(自己都合退職者を除く。)に適用)
- (3) 調整率の引下げについて、施行日から平成27年3月31日までの間、次のとおりの経過措置期間を設ける。

期 間	調整率
現 行	104/100
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	98/100
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	92/100
平成 27 年 4 月 1 日から	87/100

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日